

**社員のことなんてどうでもいい！！**

**やっぱり、会社の運行優先の姿勢が明らかになる！！**

2020年2月28日、支社会議室において「申」第14号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会の開催を拒否しました。

J R 東海労幹関西地「申」第14号

2020年12月26日

「超過勤務前提の車両点検」についての申し入れ

会社は、12月13日に技術連絡で「雪害対策列車に対する車両点検について（一部 変更）」を掲示した。この中の別紙3で入庫時間（～9：00）、本線列番2631A、「着氷霜」及び「降積雪」対策列車の点検を車両点検実施者（基本）としてヤ5、ヤ6（前日夜勤者）を指定してきた。しかし、ヤ5、ヤ6の退出時間は8：45である。この作業を行うと取替等が発生しなくても点検だけで超過勤務となることが考えられる。この車両点検は、初めから超過勤務前提であり問題がある。よって、日勤者又は徹夜者が余裕をもって実施する車両点検作業として行うべきである。超過勤務前提の車両点検は社員の疲労や焦りを誘発させ、安全安定輸送を阻害するものである。【以下が申し入れに対する会社からの回答です。】

1. 超過勤務前提の車両点検をやめること。

【会社回答】 業務上の必要性がある場合は、就業規則に基づき、時間外労働を指示しており、そのような考えはない。なお、雪害対策列車に対する車両点検により必ずしも時間外労働が発生するというわけではない。

2. 当日出勤の日勤者又は徹夜者に雪害対策列車に対する車両点検をさせること。

【会社回答】 **庫回しの効率化等の観点から、引き続き夜勤者による点検を実施する。**

**※この言葉が会社の姿勢をすべて物語っている！！**

3. 余裕をもって車両点検できるように作業時間を確保すること。

【会社回答】 作業時間は適切に確保している。なお、状況によっては時間外労働が発生する可能性があることは、ご理解頂きたい。

以上